



令和元年 7 月 26 日  
第一管区海上保安本部  
函館航空基地

## 尊い命を救うために！北海道初の救急員が誕生！

### 救急員活動開始!!

都道府県消防学校で行われる「救急業務に関する講習」を修了した機動救難士が、「救急員」として消防救急隊員と同様の応急処置を実施します。

### 「指名通知書交付及び訓練」を公開!!

第一管区海上保安本部長からの指名通知書交付の様態と、救急員等による訓練状況を報道者向けに公開します。

#### 1. 公開日時

令和元年 8 月 2 日 午前 10 時 00 分から 午前 11 時 15 分まで

#### 2. 公開場所

函館航空基地

#### 3. 公開項目等

##### (1) 指名通知書交付式

第一管区海上保安本部長から救急員となる函館航空基地機動救難士 5 名へ指名通知書の交付、激励

##### (2) 救急活動訓練展示

救急員及び救急救命士による傷病者への救急活動訓練の展示

##### (3) レンジャー訓練展示

訓練塔からの降下等レンジャー訓練の展示

訓練後、救急員（機動救難士）等へのインタビューが可能です。

#### 4. その他

海難等により展示項目の一部又は全部を中止することがあります。

#### 5. 参考

##### 救急員が行う応急処置

救急員は聴診器や血圧計・心電図計などの器材を使用した観察行為のほか、酸素吸入器を使用した酸素投与や、自動式心臓マッサージ器による心臓マッサージなど、消防救急隊と同様の応急処置を行います。

### 救急員の任務

これまで函館航空基地では、救急救命士の資格を有する機動救難士が傷病者からの救助要請事案に出動していましたが、救急救命士とペアで出動する機動救難士は、心肺蘇生法や止血、骨折の固定など一般人でも実施可能な応急手当しか実施することができず、救急救命士が行う処置を十分に補助することができませんでした。

今後、傷病者からの救助要請事案に対しては、救急員と救急救命士をペアで出動させ、救急員は応急処置を実施しながら救急救命士を適切に補助します。

### 救急救命士との違い

救急救命士は救急員が行う応急処置に加え、医師の具体的指示のもと心肺停止状態の傷病者に対して実施する、気管内チューブ等による気道確保や、エピネフリンを使用した薬剤投与等、救急救命士法に規定された救急救命処置を実施することができます。

### 函館航空基地での傷病者搬送実績

昨年度、函館航空基地では10件の傷病者発生船舶からの救助要請事案に対応し、今年度も7月25日現在で3件対応しています。

### 函館航空基地

函館市赤坂町65番1号

電話0138-58-3515

